



市章

# 大津市公報

令和6年5月23日  
号外(第38号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 監査委員告示

8 大津市職員措置請求に係る監査結果について..... 1

## 監査委員告示

### 大津市監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により令和6年3月27日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月23日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	津	田	穂	積
同	山	本	久	子
同	浅	井	貴	博

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求書の提出

令和6年3月27日

##### 2 請求人

A

B

##### 3 請求の要旨(請求書要旨)

大津市環境部施設整備課(現環境施設課。以下「担当課」という。)は、曾東町自治会に対して、大津市地区環境整備事業補助金の地域コミュニティ事業として、毎年855,000円を支出している。

請求人は、令和5年9月27日付で「令和4年度地区環境整備事業実績で曾東町自治会から提出された実績報告書」を情報公開請求し、開示された実績報告書から、上記の事実を知った。曾東町自治会から市へ提出された実績報告書は、報告書とはいえないお粗末なものだった。

曾東町自治会の自治会運営費の総額は971,341円、内訳は自治会負担が116,341円で、市からの補助金が855,000円となっている。約90パーセントを市からの公金で運営しているにもかかわらず、実績報告書の数字の一部を見えないようにしている。平成28年に大津市が定めた「大津市補助制度適正化基本方針」には、下記の7つの基本的事項が掲載されている。

①必要性の視点、②有効性(効果)の視点、③妥当性の視点、④公平性の視点、⑤適正性の視点、⑥自主性の視点、⑦透明性の視点

曾東町自治会の実績報告書を精査しても、これらの要件に当てはまらない。

特に、⑤の「適正性の視点」が欠落している。市は「決算書だけでなく、帳票や領収書など証ひょう書類の確認が行われているか」や「団体等において、会計処理及び使途が適切に行われているか」を適正性の基準として設けているが、曾東町自治会の地域コミュニティ事業においては、著しく欠けている。

類似の自治会活動への補助事業は、自治協働課も実施している。また、ほかにも自治協働課から各自治会に対しては、以前から運営補助金の名目として、自治会報償金(均等割+世帯割)等が支出されている。担当課は、地区環境整備事業の中では、曾東町自治会が所属する大石学区自治連合会に対して、運営補助金として「大石学区自治振興対策事業補助金」の1,750,000円を交付している。地区環境整備事業の曾東町自治会の運営補助金を合わせると自治会活動として運営補助金の3重取りになる。

よって、担当課が、自治会運営補助金を地域コミュニティ事業として支出する理由も根拠も見当たらない。大津市長、環境部長及び担当課長は補助金の大津市補助制度適正化基本方針を遵守せず、地域コミュニティ事業を地区環境整備事業として、曾東町自治会に対して漫然と855,000円を支出し続けた損害の賠償責任がある。

よって、監査委員は、大津市長に対して、これらの損害を与えた大津市長、環境部長及び担当課長に連帯

して損害を賠償せよとの勧告その他適切な方法によって損害を回復させることを求める。

#### 4 請求の受理

本件措置請求は、令和6年3月27日に受け付け、要件審査において地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、同年4月3日付けでこれを受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 措置請求書の訂正及び請求人の陳述

##### (1) 措置請求書の訂正

本件措置請求に関して、令和6年4月17日に、当初提出のあった請求書面の訂正があった。また、請求人が追加資料を提出し、同日付けで受け付けた。

提出された新たな証拠書類

ア 補足意見陳述書

イ 大津市情報公開・個人情報保護審査会答申の写し(答申第35号及び答申第36号)

ウ 総務省資料抜粋 地域コミュニティに関する研究資料

エ 調査報道「ウオッチドッグ」令和元年1月21日付けの記事

オ 総務省資料抜粋 地域コミュニティの現状と問題(未定稿)

##### (2) 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年4月17日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

陳述には請求人2人が出席し、請求書及び追加資料に従って陳述が行われた。請求書類に記載のない事項についての請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

ア 曾束町自治会が提出した通帳の写しそのものが「白」で隠されている。市から補助を受けて事業活動をしたという実態が見えず、担当課が補助事業を検証する作業を怠っているといえる。

イ 地域コミュニティ事業補助金において、「自治会館等運営事業」とあるが、自治会館等を運営するとはどういう意味なのか、全く不明である。地区環境整備事業補助実績一覧では、「地域コミュニティ事業」としか記載されておらず、どのような事業か非常に不透明な記載方法になっている。

ウ 担当課の地域コミュニティに関する考えが「自治会館ありき」のため、自治会館と書けば、何でもかんでも補助金が出るという過去の経緯もあり「自治会館等運営事業」という名称にしたと推察する。

エ 曾束町自治会の自治会費に比べ、補助金額が多額で異常な金額ではないか。

オ 電気代が年間約550,000円で異常に高額である。それが市の補助金で賄われている。

カ 平成28年に改訂された大津市補助制度適正化基本方針に従ったかたちで実施、検証されているのか市の見解を聞きたい。検証されずに出しているなら違法であるので、その金額分は返還してほしい。

キ 通帳の写しが2種類あり、銀行名や名義等が不明である。十分な検証が行われていないのではないかと考えている。

ク 自治会運営に関しては、補助金ではなく本来会費の中で運営するべきである。

ケ 支払った補助金の検証作業自体について問題がある。収支の検証をもっとすべきではないか。

#### 2 市長からの意見書の提出及び関係職員の陳述の聴取

令和6年4月15日に本件措置請求に対して市長から意見書の提出があり、同月17日に監査室において、関係職員(環境部長、同部次長並びに担当課の課長、課長補佐及び主査)から陳述の聴取を行った。

関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

(1) 曾束町自治会から提出された実績報告書には、実施された事業の実績並びに自治会が負担した経費の明細及び経費の支出を明らかにする証ひょう書類又はこれに代わるものが適切に添えられるとともに、補助金交付申請書並びに事業計画と整合した内容であることを確認できたことから、補助金額の確定通知書を交付の上、曾束町自治会からの請求に応じ、補助金を交付した。

当該補助金の交付に際して、大津市補助制度適正化基本方針に基づいて、補助目的の明確化等のために補助金交付基準を定め、補助金額、補助対象経費等を明らかにしてきた。

また、補助金の交付に必要な手続は、大津市補助金等交付規則に基づき遅滞なく適切に行われたところであり、大津市補助制度適正化基本方針における7つの基本的事項、なかでも適正性の視点に照らして、正確に事務が遂行されているものと認識している。

(2) 曾束町自治会の実績報告書について、対象経費のうち、光熱水費に当たるものは電力会社等と需要家である自治会との合意の下で、領収証の交付が省略されており、本市が客観的に料金支払完了を確認する方法として、振替口座の通帳の記録をもって代替している。なお、該当部分のみの写しの提出を求めることとしている。さらに、必要に応じて原本の確認を行っている。

(3) 振替口座の通帳での記載内容から、光熱水費の識別は可能であり、支払先及び用途も明らかにされてい

ることから、実績報告書に添えられる書類として要件を備えていると考えている。なお、補助金交付に際し、自治会が保有する資金残高について把握する必要はないものと考えている。また、補助金は口座振替払による支払であることから、本市が支出した補助金に係る領収証は、大津市財務規則第94条の規定に基づき徴取せず、指定金融機関等の領収印の押印をもって代えており、当該自治会から入金状況の報告、提示等を求めている。

- (4) 曾東町自治会名義の振替口座が複数存在することは、補助事業の遂行上、何らの妨げにもなっておらず、補助対象経費の支出状況が確認できていると認識している。
- (5) 複数の水道料金の口座振替があることについては、貴船会館（自治会館）以外に、自治会が保有する公益施設が存在するためであり、いずれも地域のコミュニティ形成に必要な活動拠点である。
- (6) 口座振替払以外の方法により支払われる通信費があることは、金融機関の領収印が押印された払込受領書からも明らかであり、その写しの提出をもって証ひょう書類として扱い、支払完了が確認できている。また、使用の実態がないガス料金については、施設の使用に伴い供給契約を結び負担されている費用であるため、補助対象経費としている。
- (7) 電気料金が比較的高い水準にあることについては、自治会館の主要な動力源が電力であることや、浄化槽を備えていること等に加え、自治会が保有又は自治会員が連帯して保有・管理する施設等が複数あり、これらを活用したコミュニティ活動に伴う負担があるためである。
- (8) 地域の実情に応じて実施されている自治活動や自治会が保有等している施設の維持管理経費等によって、地域ごとに所要とされている運営費の規模には違いがあるものと考えている。
- (9) 曾東町自治会に対し、他の名目で交付した支出金とこの補助金が同じ用途に重複して充てられているとの指摘、地域コミュニティ事業として支出する理由については、市民部自治協働課が曾東町自治会に対し支出しているのは自治会報償金であり、その性質は、住民自治活動の奨励及び本市が市政の各般にわたり自治会から様々な協力を得ていることに対する用途の定めのない謝礼として支出しているものである。一方、大石学区自治連合会に対し支出している大石学区自治振興対策補助金は、小学校区を地域の単位として組織されている自治組織である大石学区自治連合会が小学校区内の自治会の連絡調整を図る役割を果たしつつ、市政運営上の地域が抱える諸課題の解消に協力していることに鑑み、学区内住民の調和を促すために行われる活動に要する費用の一部に充てるために交付している。

また、これらに対し、曾東町自治会に交付している地域コミュニティ事業（自治会館等運営事業）は、当該自治会が実質的に単独で保有する資産（自治会館、集会所、専ら自治会が主体となる活動の拠点等）であって、自治会及び自治会員が連帯して保有等する財産を良好に管理するための負担経費を対象とする補助金であり、補助金交付基準の定めに従い、自治会、地域固有の資産保有に伴う光熱水費や建物に係る損害保険料及び機械警備費用に充てられている。

これらのことから、請求人が指摘するような、本市からの公金支出の用途において、同一の用途への重複交付は一切ない。

また、自治会館等運営事業は、補助金交付基準に定めるとおり、一般廃棄物処理施設の建設、操業等に係る覚書に記載された地域コミュニティ事業に該当することに鑑み、補助金を交付しているものである。

もとより、自治会館等、地域が保有する施設は、地域のコミュニティ形成に寄与する地域ぐるみの活動や催しの企画・実践の場となっていることに加え、地域におけるあらゆる集会や協議の場として、常に活動の拠点にもなっていることが地域コミュニティ事業に該当する理由である。

- (10) 通帳の確認については、名義内容、複数名義等を実績報告提出後に、自治会役員同席の下、通帳原本を含む関係書類を職員が確認している。
- (11) 光熱水費について複数の支払があるが、契約ごと通帳との整合性を図っている。明細で確認している。
- (12) 電気代については、名寄せのかたちで請求が行われているため、浄化槽、エレベーターを始めとする設備や自治会館以外にも管理している施設が含まれているので高額になる。浄化槽の電気代がどれくらいかかっているのかという検証はしていない。ただし、名寄せの結果を見て気付きがあるときは、漏電等の機器の不調が想定されるため自治会への問合せや是正をお願いしている。
- (13) 水道の契約の4つの内訳は、自治会館、消防団倉庫、集会所及び村中財産（村中墓地）である。
- (14) 自治会からの報告内容については、迷惑施設の当該地ということで指導的な立場で申し上げにくいこともある。また、他の自治会との報告内容の比較においては、規模感が大きく左右し、比較する対象が多くないので、比較ができない。ただし、様々な証ひょう書類を預かり、審査を行った上で聴取及び確認をする場面があり、他の自治会の公金支出の審査よりは詳しく確認している。
- (15) 通帳の写しにおいて表紙等の写しがないことについては、原本を確認しているため必要最小限にとどめている。また、大津市財務規則上において1回のみ債権者登録のための通帳の写しを徴取することはあるが、毎年同じような目的をもって会計支出を行う際、通帳が更新されないことはよくあるため、その都

度確認することで代えている。よって、写しまでは求めている。

### 3 監査対象所属に対する調査

令和6年4月5日及び同月17日に、監査委員事務局職員が、担当課の職員に確認した内容及び説明を受けた内容の要旨並びに追加資料提出により確認した内容は、次のとおりである。

#### (1) 地域コミュニティ事業（自治会館等運営事業）の実績報告書が提出された後の確認について

令和5年3月31日付で、曾束町自治会から令和4年度の地域コミュニティ事業（自治会館等運営事業）の実績報告書が提出された後、同年4月11日に担当課の職員が、自治会役員の立会の下、関係書類の原本確認を行っている。

担当課の職員が確認した書類は次のとおりである。いずれも曾束町自治会の名義となっており、実績報告書に添付されている証ひょう書類と整合していることが確認されている。ただし、確認結果について、書面の作成はなされていない。

ア 通帳

イ 水道・ガス料金及び下水道使用料口座振替済のお知らせ

ウ 請求書（ガス料金）

エ 電気料金請求書

オ 自動口座振替のご案内（セコム株式会社）

カ 事業活動総合保険証券

#### (2) 大津市地区環境整備事業検討委員会について

廃棄物（ごみ・し尿）処理施設、火葬施設及び下水道終末処理施設を設置することによって生じる地域の特殊性に鑑み、周辺住民の理解を得て当該施設の建設及び操業を行うために実施する地区環境整備事業を適正に執行するために、庁内組織として大津市地区環境整備事業検討委員会が設置されている。

同検討委員会の所掌事務は、次のとおりである。

ア 地区環境整備事業の在り方に関すること。

イ 地区環境整備事業の推進に関すること。

ウ 地区環境整備事業の実施について必要な事項に関すること。

本件措置請求に係る曾束町自治会に対する令和4年度の地域コミュニティ事業（自治会館等運営事業）補助については、令和3年11月19日に開催された第45回大津市地区環境整備事業検討委員会において、承認されている。

#### (3) 他の補助金との重複について

担当課が令和4年度に曾束町自治会及び大石学区自治連合会に交付した大津市地区環境整備事業補助金のうち、本件措置請求に係る地域コミュニティ事業（自治会館等運営事業）以外の他の補助金について、その内容を確認した結果、重複して交付されているものはなかった。交付内容を確認した補助金は、次のとおりである。

ア 大石学区自治振興対策事業（交付先：大石学区自治連合会）

補助金額 1,750,000円

イ 地域コミュニティ事業（夏祭り事業）（交付先：曾束町自治会）

補助金額 296,020円

ウ 自治会館修繕事業（交付先：曾束町自治会）

補助金額 1,353,980円

### 4 本件措置請求に係る事実関係

#### (1) 本件措置請求に係る補助金について

ア 補助事業の名称

令和4年度地域コミュニティ事業（自治会館等運営事業）

イ 交付先

曾束町自治会

ウ 交付決定金額

855,000円

エ 補助事業の経費精算額（補助対象金額）

971,341円

オ 交付確定金額

855,000円

#### (2) 大津市地区環境整備事業補助金について

ア 補助金の交付目的

大津市が設置する一般廃棄物処理施設について、周辺地域の団体と覚書を締結し、周辺地域の生活環境の向上に資する事業に対し、対象事業費を補助する。

イ 補助金の交付対象者

一般廃棄物処理施設の建設、操業等に係る覚書を市との間で締結した周辺地域の団体（自治連合会、自治会等）

ウ 補助対象経費

覚書に記載された地区環境整備事業に係る経費

エ 補助金の額

大津市地区環境整備事業検討委員会での検討結果による。

オ 補助金交付事業の終了時期

覚書により有効と認められる期間まで

(3) 大田廃棄物最終処分場に係る覚書について

平成27年1月25日付けで、曾束町自治会、小田原町自治会、大石学区自治連合会及び大津市との間で、大津市大田廃棄物最終処分場第1期の操業期間の延長及び処分場第2期を操業するに当たり、覚書が交換されている。

覚書において、本件措置請求に係る地域コミュニティ事業について、以下の事項が記載されている。

ア 補助対象事業名

各種地域コミュニティ事業

イ 補助対象事業内容

自治会が主催する自治会員相互の活性化を図るための敬老会、運動会及び夏祭り等の事業

ウ 補助対象外経費

懇親会、慰労会の飲食代、慶弔費、玉串料、お供え、募金、寄付、積立金等で公益性を欠く経費

エ 補助率

補助対象事業費×95パーセント

(4) 自治会等への報償金の支出について

ア 支出目的

大津市自治会等報償金支出要領に基づき、本市から自治会、自治会長、学区自治連合会及び学区自治連合会長に対して、報償金が支出されており、支出目的は、次のとおりである。

(ア) 自治会及び学区自治連合会に対する報償金は、住民自治活動の奨励と本市から自治会を通じて依頼した市民に対する広報的な配布物の配布を始めとする市政協力に対する謝礼として支出する。

(イ) 自治会長及び学区自治連合会長に対する報償金は、市の広報紙等の配布、各種の調査、推薦及び人的協力の依頼等、様々な役務の提供に対する謝礼として支出する。

イ 報償金の額

報償金は、毎年4月1日現在における自治会の加入世帯数を基準として算出されている。報償金の額は、次のとおりである。

(ア) 自治会報償金（均等割：年額3,000円、世帯割：1世帯当たり790円）

(イ) 自治会長報償金（均等割：5,000円、世帯割：1世帯当たり70円）

(ウ) 学区自治連合会報償金（均等割：40,000円、世帯割：1世帯当たり80円）

(エ) 学区自治連合会長報償金（均等割：130,000円）

5 本案審査に係る判断

(1) 地区環境整備事業について

ごみを適正に処理、処分するための廃棄物処理施設の設置については、市民が等しく受け入れるべき施設ではあるが、施設の存在する周辺地域住民にとっては、いわゆる嫌悪施設として受け止められ、忌避されるという状況がある。このため、本市においては、住民の理解と協力を得るため、廃棄物処理施設の建設及び操業に当たり、周辺地域の生活環境と自然環境の保全に関する環境保全協定を締結し、まちづくりに関連する環境整備事業の施策に関する覚書を交換している。

地区環境整備事業の実施に関しては、公平性・透明性の確保を図る観点から、平成15年4月に組織された大津市地区環境整備事業検討委員会において、事業の必要性及び効果について協議及び検討を加えた上で決定されており、平成16年5月には公益性判断基準を、平成24年6月には環境整備事業に関する自治振興対策事業補助金交付基準を制定する等、見直しが行われてきた。

また、本市においては、補助金の事務執行に関して、平成24年12月に、補助金の適正化を図るための7つの基本方針及び補助金交付における基本的事項を定めた大津市補助制度適正化基本方針が策定され、より透明性を高め、説明責任を果たすこととされた。このことを受け、地区環境整備事業補助金についても、

平成25年12月に大津市地区環境整備事業検討委員会において、廃棄物処理施設の存する周辺地域等の特殊性を勘案の上、今後、新たに交換する覚書に関し、覚書の内容、地区環境整備事業の在り方及び補助事業についての補助基本額、補助率、補助限度額等の考え方について、見直しが行われた。

この考えの下で、平成26年3月には再資源化施設及び破砕処理施設のみを操業している大津クリーンセンターに係る覚書が、また、平成27年1月には大田廃棄物最終処分場第1期延長及び第2期に係る覚書が、それぞれ関係する地元自治連合会及び単位自治会と本市との間で交換された。

(2) 地区環境整備事業補助金について

地方自治法第232条の2は、地方公共団体は公益上の必要があると認めるときは補助をすることができる旨を定めており、公益上の必要があるかどうかの判断については、市長の広範な裁量が認められている。ただし、公益上の必要があるかどうかの判断に当たって、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法な支出と認定されるものである。

本件地区環境整備事業補助金に係る交付の目的及びその効果については、地域住民の理解の下、大田廃棄物最終処分場を継続的かつ安定的に操業することにより、市民全体の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するという公益上の必要性から助成しているものであり、その結果、今日まで市民生活に重大な支障を生じることなく、廃棄物処理施設の継続的かつ安定的な操業がなされているところである。

なお、本件措置請求に係る補助金の交付に当たっては、いずれも大津市地区環境整備事業検討委員会において審査され、承認を経た後、市議会における当該歳出予算の議決、決算認定等所要の手続を経ている。

また、曾東町自治会から令和4年度の地域コミュニティ事業(自治会館等運営事業)の実績報告書が提出された後、担当課の職員が、令和5年4月11日に自治会役員会の立会の下、関係書類の原本確認を行っている。担当課の職員が確認した書類はいずれも曾東町自治会の名義となっており、実績報告書に添付されている証ひょう書類と整合していることが確認されており、補助金の額の確定等一連の事務手続がおおむね適正に行われている。

(3) 地区環境整備事業に係る補助金支出についての本市の裁量について

一般廃棄物処理施設の設置を円滑に進め、その運営を適切に維持することは、地方自治法第232条の2が定める「公益」に該当し、そのために当該施設の周辺住民の理解を得ることは必要不可欠である以上、その理解を得るための方策として補助金を交付することも、特に社会通念上不合理な点がある又は特に不公正な点がある場合でなければ、市長の政策判断として尊重されるべきものであって、その裁量権行使に逸脱、濫用がある場合に限って違法とされると解される。

なお、本市が補助金支出に関し定める基準は、市長の裁量権をより適切に行行使するためのものであって、裁量権の限界を画する趣旨ではないと解されるから、これに違反することによって直ちに裁量権の行使の逸脱又は濫用があるとはいえないのであり、当該基準が設けられた趣旨に照らし、裁量権行使の逸脱又は濫用があるか否かを判断する一つの考慮要素と位置付けられるものである。

(4) 他の補助金等との重複について

担当課が令和4年度に曾東町自治会及び大石学区自治連合会に交付した大津市地区環境整備事業補助金のうち、本件措置請求に係る地域コミュニティ事業(自治会館等運営事業)以外の他の補助金について、その内容を確認した結果、重複して交付されているものはなかった。

自治振興対策事業補助金は、大石学区の住民の融和、地域コミュニティの醸成の促進を図るという特定の目的をもって、地域住民の創意工夫による自主的な事業に対して助成しているものである。当該補助金の交付に当たっては、担当課において、申請時に提出される事業計画書及び予算書において対象となる事業及びその経費の額について確認の上、交付決定が行われているが、その後、事業完了による実績報告に際して、再度使途等について確認の上、補助金の額の確定がなされている。

自治会報償金等については、自治会及び自治会長並びに学区自治連合会及び学区自治連合会長に対し、報償金を支払っている。この報償金の支出目的は、自治会及び学区自治連合会に対しては住民自治活動の奨励と市から自治会を通じて依頼した市民に対する広報的な配布物の配布を始めとする市政協力に対する謝礼、また、自治会長及び学区自治連合会長に対しては市の広報紙等の配布、各種の調査、推薦依頼等の様々な役務の提供に対する謝礼である。

これらのことから、自治会館等運営事業は、補助金交付基準に定めるとおり、一般廃棄物処理施設の建設、操業等に係る覚書に記載された地域コミュニティ事業に該当することに鑑み、補助金を交付しているものであり、請求人が主張するような、本市からの公金支出の使途において、同一の使途への重複交付は見られなかった。

### 第3 結論

以上のことから、本件措置請求については、次のとおり判断する。

地区環境整備事業補助金については、第2第5項で述べたとおり、請求には理由がないものと判断し、棄却

する。

#### 第4 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

##### (1) 地区環境整備事業に係る補助金の事務処理について

補助金支出に関する事務処理において、資料間における照合等で不十分な事例が認められた。地方公共団体に求められる確実かつ的確な事務手続と補助事業の公益性及び必要性の存否とは異なるものである。その上で事務手続を履行するという基本姿勢を遵守することが、市民からの信頼に応え得る行政運営であり、補助金制度であると認識する必要がある。

大津市補助金等交付規則第15条及び第16条により実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知することとなっている。その際、審査又は調査等の結果、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することとされている。

補助金の実績報告に添付する領収書の写しにより経費を支払った事実を確認する際は、領収書に記載されている日付、金額、宛名、発行者、摘要等の必要な項目について、厳正にその事実を確認する必要がある。実績報告書の審査については、チェックリストの作成やダブルチェック等とともに記録に残すよう適正な事務処理を行われたい。

さらに、担当課においては、適正な履行確認を行う観点から、補助金等の交付先に対して透明性の高い会計処理を行うよう求めるとともに、交付申請・決定時点や実績報告・確定時点における適時適切な確認に努められたい。

##### (2) 地区環境整備事業に係る補助金の在り方について

廃棄物処理施設の建設及び操業を円滑に遂行するため、関係自治会等との覚書に基づき、自治振興、地域の活性化又は生活環境の向上に寄与すると認められる各事業に対して補助金が交付されている。

補助事業、補助額の決定等に当たっては、大津市補助制度適正化基本方針の下に、庁内の検討委員会において選定基準に準拠した事業の必要性、妥当性等の検討に加えて、見直しにも着手されている。今後とも引き続き、補助対象事業等の適正性はもとより、必要性、公益性等について事業内容をより精査の上、透明性を確保し、説明責任が果たされることにより、廃棄物行政の円滑な執行に努められたい。